

農地中間管理事業

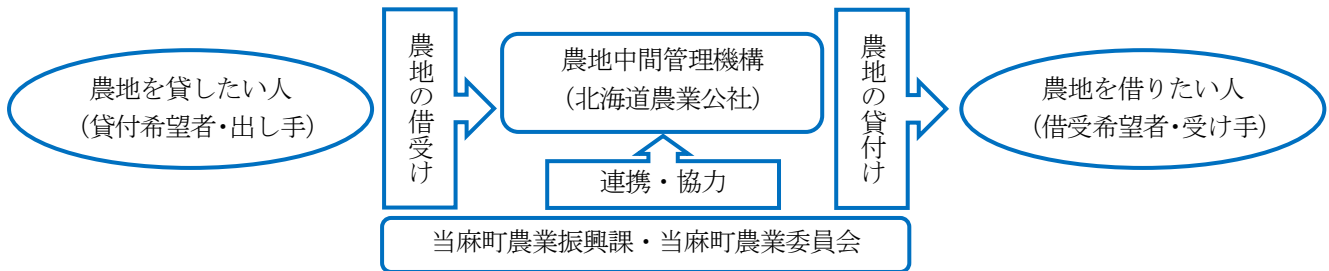
農地利用の高度化及び効率化を図るため、平成 26 年度から農地中間管理事業が実施されています。

北海道では「公益財団法人北海道農業公社」が農地中間管理機構として北海道知事より指定を受け、事業を行っています。

●事業の内容

農地中間管理機構は農地の貸し借りにおける中間的受け皿となる組織です。農地を貸したい人（出し手）から農地を借り受け、農地を借りたい人（受け手）に貸し付けることで、農地の集約を図ります。

当麻町は、機構から業務の一部を受託し、相談等の窓口業務や出し手・受け手との調整を行います。



●事業の実施区域

対象区域は、当麻町の農業振興地域です。

●農地を貸したい方（出し手）

農地貸し付けの申出は随時受け付けています。農地の状態により借り受けできない場合があります。

●農地を借りたい方（受け手）

機構が年 2 回、借受希望者を公募します。機構を通じて農地を借り受けることができるのは、希望申出書を提出した方のみです（申出書の有効期限が 5 年間に改正されましたので、平成 28 年度に提出した方は平成 33 年度まで、平成 29 年度に提出した方は平成 34 年度まで有効です）。

なお、次回の公募期間は、平成 30 年 9 月 3 日から 10 月 1 日です。

●機構集積協力金（農地の出し手に対する支援）

農地を 10 年以上機構に貸し付け、かつ機構から受け手に貸し付けられた農地の出し手には、予算の範囲内において協力金が交付されます（交付単価について、道からの配分に応じて単価調整を行う場合があります）。

【経営転換協力金】経営転換・リタイアする場合の支援

「経営転換する農業者」「リタイアする農業者」「農地の相続人で農業経営を行わない者」に該当する農地所有者で、農地を機構に貸し付けた際、以下のとおり協力金を交付。

[0.5ha 以下：30,000 円/10a、0.5ha 超～2.0ha 以下：30,000 円/10a（30 万円/戸を上限）、
2.0ha 超：15,000 円/10a（50 万円/戸を上限）]

【耕作者集積協力金】農地の集積・集約化に協力する場合の支援

「自作している所有者」「所有者が機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者」に該当する方で、借受希望者が経営する農地に隣接する農地や、一連の農作業の継続に支障が生じない 2 筆以上の農地を機構に貸し付けた際、以下のとおり協力金を交付。

[水田・普通畑：5,000 円/10a、牧草畑：2,500 円/10a]

●問い合わせ先

農林業合同事務所（J A 当麻 2 階）農業振興課農産係・農業委員会事務局（☎84-2123）

※制度の詳しい内容については、公益財団法人北海道農業公社 (http://www.adhokkaido.or.jp/to_chukan.html)、農林水産省 (<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/>) のホームページでもご覧いただけます。